平成２５年（フ）第８９号
鹿児島県志布志市志布志町志布志1373番地、前住所鹿児島県志布志市志布志町安楽2779番地３
債務者　牛牧るみ子
1　決定年月日時　平成25年11月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月27日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２５年（フ）第２０５号
広島県福山市久松台３丁目23番３号
債務者　前田　知子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第１８９７号
名古屋市名東区香坂1724番地　コーポ水汲坂307号
債務者　福田　晶子
1　決定年月日時　平成25年11月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月３日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３号
兵庫県明石市大久保町江井島763番地の５、前住所兵庫県明石市藤江2028番地の77　戸田方
債務者　車塚　　純
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２０２号
兵庫県明石市松の内１丁目９番地の３　あやめ荘、前住所兵庫県明石市小久保120番地の55　B1405号
債務者　井上　由美
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２１９号
神戸市西区池上３丁目６番地の17　メゾンドール西久保Ⅰ402号、前住所神戸市西区北別府１丁目８番地の５
債務者　小林　和弘
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２２９号
神戸市西区神出町東1162番地の128
債務者　吉田　浩子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
神戸市西区南別府４丁目263番地の69　A―403号
債務者　小林　和則
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２３９号
兵庫県明石市大明石町２丁目５番１―201号
債務者　牧　ヤス子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第９９号
佐賀県唐津市平野町1444番地
債務者　井上　洋子
1　決定年月日時　平成25年11月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第１７１号
富山市上飯野新町１丁目33番地　パインパレス上飯野205号
債務者　高橋　和文
1　決定年月日時　平成25年11月26日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
富山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４３３９号
大阪府守口市大日町４丁目45番９号
債務者　川口　久志
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４３８３号
大阪府茨木市舟木町４番29号　ディアコート舟木302号
債務者　林　四十三（旧姓深村）
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４４２６号
大阪府大東市大野１丁目17番４号　メゾンドシャン大野208号、前住所大阪府寝屋川市打上中町13番５―1004号
債務者　田上新太郎こと　田上　　諒(旧名誠)
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４６９７号
大阪市旭区大宮２丁目１番１号
債務者　邑上　　学
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８１号
大阪市住吉区我孫子東１丁目10番８―402号　上田方
債務者　笹木　　恵
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４８８２号
大阪府寝屋川市河北中町７番36号
債務者　新道　孝行
1　決定年月日時　平成25年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部